離島振興対策実施地域の指定解除地域

地域名	県名	指定解除地域	備考
伊王島	長崎県	長崎市伊王島（旧伊王島村）	昭和二十八年十二月二十三日総理府告示第二百六十一号で公示した伊王島を解除する。

総務省
経済産業省
国土交通省

○経済産業省告示第一号

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

第三十条第五号チ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号リ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○法務省告示第百二十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

法務大臣　小川　敏夫

制定文中「定めるものは、次のとおりとする」を「定めるものを次のとおり定める」に改める。

第二号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十四年五月七日から施行する。

（経過規定）

2　この告示の施行前に申請された出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条の二の規定による証明書の交付に係る法第七条第一項第二号に規定する法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動については、なお従前の例による。

3　この告示の施行前に法第七条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書又は査証を受けた旅券を所持しこの告示の施行後に法第六条第二項の申請を行った者及び前項の規定によりこの告示の施行後に法第七条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し法第六条第二項の申請を行った者に係る法第七条第一項第二号に規定する法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動については、なお従前の例による。

○法務省告示第百二十六号

高度人材外国人等に関し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動であらかじめ定めるものについて、次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

法務大臣　小川　敏夫

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件

第一条　この告示において、「高度人材外国人」とは、次条の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は第二十条第三項の規定により特定活動の在留資格への変更の許可を受け、別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者をいう。

第二条　法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動であらかじめ定めるものを、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり定める。

	活動を行おうとする者	あらかじめ定める活動
イ	有効な法別表第一の一の表又は二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）に係る法第七条の二第一項の証明書（本邦において申請に係る活動を行うための所属する本邦の公私の機関が特定されているものに限る。以下「特定認定証明書」という。）を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動を行おうとする者であって、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの（法第六条第二項の申請（以下「上陸申請」という。）に係る在留期間が一年未満の者を除く。）	特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動
ロ	特定認定証明書を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動をしようとする者であって、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの（上陸申請に係る在留期間が一年未満の者を除く。）	特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動
ハ	特定認定証明書を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の営利を目的とする法人又は法律上資格を有しなければ行うことができないこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所（以下「法律・会計に係る事務所」という。）の経営又は管理に従事しようとする者であって、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの（上陸申請に係る在留期間が一年未満の者を除く。）	特定認定証明書により特定された本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動
ニ	高度人材外国人（特定認定証明書を所持する者を含む。以下この項からチの項までの上欄において同じ。）の扶養を受けて在留しようとするその者の配偶者又は子	高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
ホ	高度人材外国人の配偶者（本邦において当該高度人材外国人と同居する者に限る。）であって、有効な特定活動の在留資格に係る法第七条の二第一項の証明書（本邦において行おうとする活動がこれらの下欄に掲げる活動に該当するとして交付された本邦の公私の機関との契約に基づいて特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて、従事しようとする活動に日本人が従事する場合に同等額以上の報酬を受けて別表第二に掲げる報酬と同等額以上の報酬を受けて行おうとするものの配偶者（当該高度人材外国人と同居する者に限る。）であって、有効な法第七条の二第一項の証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う別表第二に掲げるいずれかの活動	